

○東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

昭和47年3月31日

規則第3号

東海市廃棄物の処理および清掃に関する条例施行規則をここに公布する。

東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年東海市条例第14号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定袋等の種類等)

第2条 条例別表に定める市の指定する袋又はシール（以下「指定袋等」という。）は、市の作成するもので、次の表の左欄に掲げる指定袋等の種類に応じ、同表の右欄に定める規格のものとする。

種類	規格
燃やすごみ専用の袋	20リットル用 白色・半透明 ポリエチレン製
	30リットル用 白色・半透明 ポリエチレン製
	40リットル用 白色・半透明 ポリエチレン製
燃やさないごみ専用の袋	30リットル用 青色・半透明 ポリエチレン製
粗大ごみ用シール	縦5.94センチメートル×横17.8センチメートル 黄色 中質粘着紙

(指定袋等の配布対象者)

第3条 条例別表に定めるところにより市長が規則で定める指定袋等の配布を受けることができる者は、市内に住所を有する者で構成する世帯の代表者とする。

(指定袋等の配布枚数)

第4条 前条に規定する代表者（以下「世帯主」という。）に配布する指定袋等の枚数は、毎年11月1日から翌年10月31日までの1年間（以下「配布対象期間」という。）につき、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、毎年11月2日以後において世帯主となつた者に配布する指定袋等の枚数は、世帯主となつた日から同日以後における最初の10月31

日までの間につき、別表第2のとおりとする。

(配布の特例)

第5条 1 1月2日（前条第2項の世帯主（独身寮その他の賄付施設で施設全体でごみを処理することが適当と市長が認めるもの（以下「賄付施設」という。）に居住する者を除く。以下この項において同じ。）にあつては、世帯主となつた日の翌日）以後において、単身の世帯から2人以上の世帯になる世帯の世帯主又は2人以上4人以下の世帯から5人以上の世帯になる世帯の世帯主は、その旨を市長に申請することにより、別表第3に定める枚数の燃やすごみ専用の袋の配布を受けることができる。

2 次に掲げる者で紙おむつを使用しているものがある世帯の世帯主は、その旨を市長に申請することにより、配布対象期間内において、当該紙おむつを使用している者1人につき別表第4に定める枚数の燃やすごみ専用の袋の配布を受けることができる。ただし、第3号に掲げる者で紙おむつを使用しているものがある世帯の世帯主が燃やすごみ専用の袋の配布を受ける場合には、申請する日の属する配布対象期間内において、当該紙おむつを使用している者1人につき1回限りとする。

(1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要介護認定を受けた者のうち、要介護3以上と判定された65歳以上のもので、居宅において介護を受けているもの

(2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の級別が1級に該当し、居宅において介護を受けているもの

(3) 次条に規定する申請をしようとする日において、出生の日から起算して3年を経過しない者

(4) 第1号及び第2号に掲げる者に準ずる状態にある者と市長が認める者

3 8人以上の世帯の世帯主は、その旨を市長に申請することにより、配布対象期間内において、40リットル用25枚の燃やすごみ専用の袋の配布を受けることができる。

(配布の申請)

第6条 前条の規定により燃やすごみ専用の袋の配布を受けようとする世帯主は、申

請書を市長に提出しなければならない。この場合において、同条第2項の世帯主にあつては、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えるものとする。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者が属する世帯 介護保険被保険者証
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者が属する世帯 身体障害者手帳
- (3) 前条第2項第3号に掲げる者が属する世帯 子ども医療費受給者証
- (4) 前条第2項第4号に掲げる者が属する世帯 宣誓書

(賄付施設の特例)

第7条 賄付施設にあつては、第5条第2項及び第3項の規定に該当する場合を除き、当該賄付施設に居住する世帯主に代わつて、当該賄付施設の代表者に指定袋等を配布するものとする。

2 前項の規定により賄付施設の代表者に配布する指定袋等の枚数は、第4条第1項の規定にかかわらず、配布対象期間につき、当該賄付施設に居住する世帯主数を3.5で除して得た数(小数点以下の端数は、1とする。)を世帯数とし、当該世帯数に別表第1の指定袋等の種類に応じ定める配布枚数(燃やすごみ専用の袋にあつては、40リットル用80枚)を乗じて得た数の枚数とする。

3 11月2日以後において、新たに市内に存することとなつた賄付施設の代表者に配布する指定袋等の枚数は、第4条第2項及び前項の規定にかかわらず、新たに市内に存することとなつた日から同日以後における最初の10月31日までの間につき、当該賄付施設に居住する世帯主数を3.5で除して得た数(小数点以下の端数は、1とする。)を世帯数とし、当該世帯数に別表第2の世帯主となる月を賄付施設の代表者となる月とみなして当該月及び指定袋等の種類に応じ定める配布枚数(燃やすごみ専用の袋にあつては、次の各号に掲げる賄付施設の代表者となる月の区分に応じ当該各号に定める枚数)を乗じて得た数の枚数とする。

- (1) 11月から翌年1月まで 40リットル用80枚
- (2) 2月から4月まで 40リットル用60枚
- (3) 5月から7月まで 40リットル用40枚
- (4) 8月から10月まで 40リットル用20枚

(燃やすごみ専用の袋の交換)

第8条 第4条又は第5条の規定により配布を受ける指定袋等のうち燃やすごみ専用

の袋については、世帯主の申出により、市長が必要と認めるときは、別に定めるところにより、他の規格の燃やすごみ専用の袋と交換することができる。

(指定袋等の転売又は譲渡の禁止)

第8条の2 指定袋等は、転売し、又は譲渡してはならない。

(人員の認定)

第9条 条例第10条第2項に定める人員の認定は、毎年度、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に定める日（以下「認定日」という。）現在の世帯人員とする。ただし、認定日後、新たにし尿処理を申請する世帯については、当該申請日の世帯人員とする。

- (1) 4月1日から6月30日まで 3月31日
- (2) 7月1日から9月30日まで 6月30日
- (3) 10月1日から12月31日まで 9月30日
- (4) 翌年の1月1日から3月31日まで 12月31日

(許可証等の交付条件)

第10条 条例第15条に定める許可証等の交付については、次の条件を付けるものとする。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業の許可証の有効期間は、交付した日から2年とし、区域を指定するものとする。
- (2) 浄化槽清掃業の許可証の有効期間は、交付した日から2年とする。
- (3) 鑑札の有効期間は、交付した日から2年とする。

(許可業者等の遵守事項)

第11条 許可業者及び従事者は、業務に従事する場合は、鑑札を携帯し、関係職員又は一般廃棄物の処理を依頼した者から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(施設の構造)

第12条 受託者及び許可業者が一般廃棄物の積替場、処理場、車庫又はけい船場を設置するときは、次の基準によるものとする。ただし、土地の状況、廃棄物の集積、数量及び取扱方法並びに設備構造が環境衛生上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

- (1) 環境衛生上危害を生ずるおそれのない場所であること。

- (2) 敷地の周囲に適当な高さの塀を設けること。
- (3) 積換場又は処理場（埋立処理場を除く。）は、その地盤を浸透しない資材で作られ排水に便利な構造とすること。
- (4) 廃棄物が飛散し、又は流出しないようにすること。

（廃棄物取扱審査会の組織）

第13条 廃棄物取扱審査会（以下「審査会」という。）は、委員5人をもって組織する。

2 審査会の委員は、次に掲げる者とし、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 愛知県知多県民事務所環境保全課長
- (2) 西知多医療厚生組合総務部施設管理課長
- (3) 環境経済部長
- (4) リサイクル推進課長
- (5) 生活環境課長

（委員の任期）

第14条 委員の任期は、前条第2項各号に掲げる職にある期間とする。

（委員長及び副委員長）

第15条 委員長は環境経済部長を、副委員長はリサイクル推進課長をもってこれに充てる。

2 委員長は、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（答申）

第16条 委員長は、市長の諮問に係る事項の審査を終わつたときは、速やかにそのてん末及び意見を市長に答申しなければならない。

（庶務）

第17条 審査会の庶務は、環境経済部リサイクル推進課において処理する。

附 則

- 1 この規則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 東海市清掃条例施行規則（昭和44年東海市規則第21号）は、廃止する。
- 3 平成7年12月1日から平成8年11月30日までの間に限り、第5条第4号中「次条に規定する申請をしようとする日」とあるのは、「平成7年12月1日」と

する。

附 則（昭和50年規則第18号）

この規則は、昭和50年10月1日から施行する。

附 則（昭和51年規則第4号）抄

1 この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年規則第5号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行前に認定した世帯人員の認定日については、改正後の東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（昭和61年規則第2号）

1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に交付されている浄化槽清掃業の許可証（浄化槽法（昭和58年法律第43号）附則第5条の規定により浄化槽清掃業の許可を受けた者とみなされる者の許可証を含む。）の有効期間は、改正後の東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定にかかわらず、昭和62年3月31日までとする。

附 則（平成2年規則第17号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年規則第17号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年規則第30号）

この規則は、平成7年12月1日から施行する。

附 則（平成9年規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、平成8年11月9日から適用する。

附 則（平成10年規則第22号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成12年規則第21号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年規則第14号）

1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

2 改正後の東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る指定袋等の配布について適用し、同日前の申請に係る指定袋等の配布については、なお従前の例による。

附 則（平成13年規則第38号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年規則第22号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第33号）

この規則は、平成15年11月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第45号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第22号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第15号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年規則第35号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 改正後の東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、平成22年11月1日から翌年10月31日までの1年間を配布対象期間とする指定袋等の配布及び交換について適用し、平成21年11月1日から翌年10月31日までの1年間を配布対象期間とする指定袋等の配布及び交換については、なお従前の例による。

附 則（平成23年規則第14号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第26号）

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に世帯主（東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第4条第1項に規定する世帯主をいう。以下同じ。）が受ける燃やすごみ専用の袋の配布について適用し、施行日前に世帯主が受けた燃やすごみ専用の袋の配布については、なお従前の例による。

（燃やすごみ専用の袋の配布の特例）

3 施行日前に改正前の東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第5条第2項（第3号に係る部分に限る。以下同じ。）の規定により燃やすごみ専用の袋の配布を受けた世帯主で、施行日において出生の日から起算して3年を経過しない者で紙おむつを使用しているもの（当該世帯主が同項の規定により燃やすごみ専用の袋の配布を受けた際に、同項に規定する紙おむつを使用している者であった者に限る。以下同じ。）がいる世帯の世帯主は、平成31年9月30日までの間にその旨を市長に申請することにより、当該紙おむつを使用している者1人につき50枚の20リットル用の燃やすごみ専用の袋の配布を受けることができる。

（委任）

4 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則（令和2年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年規則第43号）

この規則は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第6条、第7条第3項及び第8条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年規則第22号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和6年規則第39号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

種類	世帯の区分	配布枚数
----	-------	------

燃やすごみ専用の袋	単身の世帯	20リットル用 30枚及び30 リットル用40 枚
	2人以上4人以下の世帯	20リットル用 40枚及び40 リットル用60 枚
	5人以上の世帯	20リットル用 40枚及び40 リットル用85 枚
燃やさないごみ専用の袋	全世帯	10枚
粗大ごみ用シール	全世帯	3枚

別表第2（第4条関係）

世帯主となる月	配布枚数				
	燃やすごみ専用の袋			燃やさない ごみ専用の 袋	粗大ごみ用 シール
	単身の世帯	2人以上4 人以下の世 帯	5人以上の 世帯	全世帯	全世帯
11月から翌年1月 まで	20リット ル用30枚 及び30リ ットル用4 0枚	20リット ル用40枚 及び40リ ットル用6 0枚	20リット ル用40枚 及び40リ ットル用8 5枚	10枚	3枚
2月から4月まで	20リット ル用40枚	20リット ル用40枚	20リット ル用40枚	10枚	3枚

	及び30リ ットル用2 0枚	及び40リ ットル用4 0枚	及び40リ ットル用6 0枚		
5月から7月まで	20リット ル用30枚 及び30リ ットル用1 0枚	20リット ル用20枚 及び40リ ットル用3 0枚	20リット ル用20枚 及び40リ ットル用5 0枚	5枚	3枚
8月から10月まで	20リット ル用10枚 及び30リ ットル用1 0枚	20リット ル用20枚 及び40リ ットル用1 0枚	20リット ル用20枚 及び40リ ットル用2 0枚	5枚	3枚

別表第3（第5条関係）

世帯の区分が異なる こととなる月	配布枚数		
	単身の世帯から2人 以上4人以下の世帯 になる世帯	単身の世帯から5人 以上の世帯になる世 帯	2人以上4人以下の 世帯から5人以上の 世帯になる世帯
11月から翌年1月 まで	40リットル用20 枚	20リットル用10 枚及び40リットル 用40枚	40リットル用25 枚
2月から4月まで	20リットル用10 枚及び40リットル 用10枚	40リットル用30 枚	20リットル用10 枚及び40リットル 用10枚
5月から7月まで	40リットル用10 枚	40リットル用20 枚	40リットル用10 枚
8月から10月まで	20リットル用10 枚	40リットル用10 枚	20リットル用10 枚

別表第4（第5条関係）

紙おむつを使用している者		配布枚数
第5条第2項第1号、第2号又は第4号に掲げる者		40リットル用50枚
第5条第2項第3号に掲げる者	出生の日から起算して1年を経過しない者	20リットル用150枚
	出生の日から起算して1年を経過し、かつ、2年を経過しない者	20リットル用100枚
	出生の日から起算して2年を経過し、かつ、3年を経過しない者	20リットル用50枚